

安治川左岸 中之島 GATE ターミナル整備・管理運営事業者募集要項 正誤表

正	誤																		
<p>16 ページ (※質問に対する回答 (2回目) 回答 61 関係)</p> <p><b>7. 土地及び流水面の使用料等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用又は使用の区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの</td> <td style="text-align: center;">一メートル一年</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) - (7) (略)</p>	占用又は使用の区分	単位	金額(円)	(略)	(略)	(略)	地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの	一メートル一年	二〇	<p>16 ページ</p> <p><b>7. 土地及び流水面の使用料等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用又は使用の区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの</td> <td style="text-align: center;">一メートル一年</td> <td style="text-align: center;">二〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 六、七六〇円(条例に定める単価)を下限に事業者が提案した単価とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) - (7) (略)</p>	占用又は使用の区分	単位	金額(円)	(略)	(略)	(略)	地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの	一メートル一年	二〇
占用又は使用の区分	単位	金額(円)																	
(略)	(略)	(略)																	
地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの	一メートル一年	二〇																	
占用又は使用の区分	単位	金額(円)																	
(略)	(略)	(略)																	
地下電線その他地下に設ける線類を設置するもの	一メートル一年	二〇																	
<p>19 ページ</p> <p><b>2. 応募者に必要な資格</b></p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 次の(ア)から(ウ)の<u>いずれかに該当する者</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に<u>該当する者</u></p> <p>カ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者</p> <p>キ 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))にかかる新法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む、(以下「更生手続開始申立て」という。))<u>をしている者又は更生手続開始申立てをなされている者</u>。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>③ (略)</p>	<p>19 ページ</p> <p><b>2. 応募者に必要な資格</b></p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 次の(ア)から(ウ)の<u>いずれにも該当しない者であること</u>。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に<u>該当する者でないこと</u>。</p> <p>カ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>キ 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))にかかる新法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む、(以下「更生手続開始申立て」という。))<u>をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者</u>であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>③ (略)</p>																		